

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、外国人語学教員とは、本学において外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識又は技能を有する外国語を母語とする外国人で、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第16条にかかわらず学長の下、常勤の語学教員として人事異動通知書により、本学と<u>雇用契約</u>を締結する者をいう。</p> <p>2 外国人研究員とは、本学における学術研究の推進を図るため本学が招へいし、常勤の研究員として人事異動通知書により、本学と<u>雇用契約</u>を締結する外国人をいう。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第7条第3項の規定により、任期を定めないうで<u>雇用契約</u>を更新した外国人語学教員(以下「任期を定めない外国人語学教員」という。)の退職手当については、任期を定めないうで<u>雇用契約</u>を更新した日から国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(第8条第3項、第4項及び第9条から第11条までの規定を除く。)を準用するものとする。この場合において、同規程中「俸給月額」とあるのは、「月次年俸の基礎となる俸給月額」、「職員」とあるのは、「任期を定めない外国人語学教員」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、外国人語学教員とは、本学において外国語科目を担当させることができる高度の専門的学識又は技能を有する外国語を母語とする外国人で、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第16条にかかわらず学長の下、常勤の語学教員として人事異動通知書により、本学と<u>労働契約</u>を締結する者をいう。</p> <p>2 外国人研究員とは、本学における学術研究の推進を図るため本学が招へいし、常勤の研究員として人事異動通知書により、本学と<u>労働契約</u>を締結する外国人をいう。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第7条第3項の規定により、任期を定めないうで<u>労働契約</u>を更新した外国人語学教員(以下「任期を定めない外国人語学教員」という。)の退職手当については、任期を定めないうで<u>労働契約</u>を更新した日から国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程(第8条第3項、第4項及び第9条から第11条までの規定を除く。)を準用するものとする。この場合において、同規程中「俸給月額」とあるのは、「月次年俸の基礎となる俸給月額」、「職員」とあるのは、「任期を定めない外国人語学教員」と読み替えるものとする。</p> <p>(期間の定めのない労働契約への転換)</p> <p><u>第6条の2 外国人語学教員等が労働契約法(平成19年法律第128号)第18条第1項に該当することとなる場合は、前条の規定にかかわらず、現に締結されている労働契約の期間が満了する日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換するものとする。</u></p> <p><u>2 期間の定めのない労働契約の転換に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>第6条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した外国人語学教員等については、引き続きこの規程を適用するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、第6条及び次条の規定は、適用しない。</u></p>	

<p>(任期の更新)</p> <p>第7条 外国人語学教員の任期は、勤務実績を勘案した評価を行ったうえで、<u>雇用契約</u>終了の際に、1回に限り更新することができる。</p> <p>2 前項による任期は、2年を超えない範囲内の<u>雇用契約</u>で定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、前項の<u>雇用契約</u>の終了の際に、必要と認める場合には、任期を定めずに<u>雇用契約</u>を更新することができる。</p> <p>4 外国人研究員の任期は、<u>雇用契約</u>終了の際に、1回に限り更新することができる。</p> <p>5 前項による任期は、<u>前条</u>第2項による。</p>	<p>(任期の更新)</p> <p>第7条 外国人語学教員の任期は、勤務実績を勘案した評価を行ったうえで、<u>労働契約</u>の終了の際に、1回に限り更新することができる。</p> <p>2 前項による任期は、2年を超えない範囲内の<u>労働契約</u>で定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、前項の<u>労働契約</u>の終了の際に、必要と認める場合には、任期を定めずに<u>労働契約</u>を更新することができる。</p> <p>4 外国人研究員の任期は、<u>労働契約</u>の終了の際に、1回に限り更新することができる。</p> <p>5 前項による任期は、<u>第6条</u>第2項による。</p>	
--	---	--

附 則 (25 教規程第 11 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。